

《観光文教委員会(令和2年1月31日)》

〈要旨〉

- ・ 一条高校の中高一貫教育の導入の必要性について
- ・ 青少年野外活動センターの指定管理者制度について
- ・ バリアフリー法改正における教育委員会の考え方について
- ・ 学校図書館について

〈会議録〉

◆林政行

無所属の林 政行です。

最初に、一条高等学校の教育方針について、教育部参事に伺います。

これまで、教育委員会において、中高一貫教育の導入について議論がなされてきたと思います。

そこで、これまでどのような議論がなされてきたのかお聞かせください。

◎福西正剛教育部参事

林委員の御質問にお答えをいたします。

一条高等学校の改革については、平成25年度から教育委員会事務局内に将来構想検討委員会を設置し、検討してまいりました。将来構想検討委員会においては、一条高等学校の改革の必要性やビジョン、教育内容とともに、改革の一つとして中高一貫教育の導入についても検討してまいりました。また、一条高等学校の将来構想については、昨年度は教育委員会、総合教育会議の場において議論いただきました。

そして、本年度については教育委員会において、一条高等学校改革の柱の一つである中高一貫教育の導入をテーマとして9月、11月、そして年明けの1月と3回にわたり協議をいただいていたところでございます。

協議におきましては、中高一貫教育の意義や目的、また、導入を進める上での特色ある教育や教育効果についてさまざまな観点から議論を行っていただいていたところでございます。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

なぜ、今、この時期に中高一貫教育の導入をする必要があるのかお聞かせください。

◎福西正剛教育部参事

お答えいたします。

なぜ、中高一貫教育を導入するのかについてでございますが、これから訪れる社会を生き抜く子供たちには、知識や技能を身につけることに加え、探求心を育てることが必要であると考えております。

中高一貫教育を導入することで、特色ある一条高等学校の教育を6年間の連続した学びとして展開し、探求心を育みたいと考えております。また、新しい価値を生み出す力や大きな変化を起こす力、そのもととなるものを育み、将来、社会を変えていくチェンジメーカーやグローバルに活躍する人材を育成したいと考えております。そのような人材を育成することが奈良市の発展に寄与するものと考えております。

また、中高一貫教育の特色ある学びを市内の中学校に発信することで相互に高め合い、奈良市全体の教育の活性化が期待できると考えております。

そして、併設型中高一貫教育校の導入は、子供や保護者に新たな教育の選択肢を提供できるものとも考えております。

これらのことから、併設型中高一貫教育校を導入すべく、今後も引き続き教育委員会を初め、さまざまな意見をいただきながら検討を進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございました。

一条高等学校の併設型中高一貫教育校の導入については、これから具体的なことが決まっていくのだと思います。

ここでは私なりに留意していただきたい点だけをお伝えしておきます。

1つ、受験競争の低年齢化につながらないよう、入学者をしっかりと定めていただきたいです。

普通科タイプは特に、大学受験準備に偏位した教育が行われないようにする。

3つ目、心身発達の差異の大きい生徒を対象に円滑な学校運営を行うよう、日常の指導や学校運営に当たって教員が緊密に連携し、きめ細やかに配慮する。

4つ目、生徒同士が長期間同一メンバーで固定されるため、環境になじめない生徒が生ずることがないように、豊かな学習環境にする。

5つ目、転学などへの配慮。

6つ目、教職員の採用、確保、負担増、意識改革、指導力の向上。

7つ目、生徒間の学力格差が生ずるため、授業への不安感の解消。

8つ目、一貫教育について生徒や保護者のニーズが非常に高まっており、それらのニーズに応える整備。

以上に配慮していただき、何より児童・生徒やその保護者に納得、安心感を持たれる体制を整えていただくことを要望します。

次に、青少年野外活動センターの指定管理者制度について、地域教育課長に伺います。

指定管理者制度を用いて事業者を選定されていますが、指定管理者の選定方法及び年間の指定管理料とその推移についてお聞かせください。

#### ◎小林正典地域教育課長

林委員の御質問にお答えします。

平成30年度に公募型プロポーザル方式にて、平成31年度から令和5年度の5年間の指定管理者を選定しております。

なお、年度ごとに協定を結び、年間の指定管理料を決定しておりますが、今年度においては2400万円となっております。

以上でございます。

#### ◆林政行

ありがとうございます。

前回の分科会で、利用者が固定している傾向にあることから、新規の利用者の獲得に向け、就学前の子供たちや小学校低学年に向けた自然体験プログラムの充実など、魅力的な事

業の展開やそれらのプログラムについて市民だよりなどを使った積極的な広報活動を行うなど、さらなる取り組みが必要であると答えられております。

この趣旨に異論はありませんが、新規のプログラムの実施だけでなく、通常事業でも利用者がふえれば一定の経費がかさみます。このように決められた指定管理料のもと、利用者拡大に取り組んだとしても、市からの支援や援助がなければ安定的な運営が困難になります。

当該施設は、市の直営期よりも年間経費を3割削減されており、それで全てを補うには無理があり、他の自治体で行っている管理運営をするための経費を負担するため、指定管理料と利用料金の併用でなければ、答弁いただいたようなことも言葉だけで現実に落とし込むことが困難と考えますが、教育委員会としてどのように考えているのかお聞かせください。

◎小林正典地域教育課長

お答えします。

委員御指摘のとおり、指定管理料だけでは利用者の増加に伴って経費がかさむため、自主事業などの参加費を徴収する形で事業経費を賄っていくこととしております。

また、魅力的な自主事業などの開発や効果的な広報活動により、参加者増による財源確保につなげていくことを指導しております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

以前に、利用料金併用制度の検討があったと伺っていますが、どのような事情で取りやめるに至ったかお聞かせください。

◎小林正典地域教育課長

お答えします。

平成28年度に利用料金併用制度の導入を検討しましたが、現状の施設の規模では収益性が低く、施設の維持管理コストが賄えない状況でございます。

維持管理コストを賄う範囲まで拡大する利用料金となると、利用者個人への負担が大きくなることが想定され、同センターの設置目的である青少年の心身の健全な育成を図る公

的な場でなくなることが懸念されます。

このことにより、青少年野外活動センターの利用料金制の導入は、コスト面や設置目的を考慮し、見合わせることに判断しております。

以上でございます。

#### ◆林政行

課長、ありがとうございました。

私は、利用料金併用制度の導入を再考すべきと考えます。現在は、指定管理者に収入の戸が閉ざされており、インセンティブが付与されていないという問題があります。

指定管理料と利用料金を併用する場合、そのバランスをどのようにとるかであります。

利用料金制度の趣旨は、指定管理者の働きに応じて、一定額以上の収入があれば指定管理者の収入にできるようにインセンティブを付与する仕組みのほうであります。

しかし、自治体は基本的に収支決算をゼロにすることを想定しているため、利用料金の変動に合わせて指定管理料を調整することが考えられます。利用料金収入が事前の想定額よりも高ければ、次期の指定管理料を下げることや、逆に低ければ指定管理者が赤字を負担することも考えられるので、併用制を導入するに当たってはその詳細について明確に定める必要があります。

次に、人件費の調整に関する問題であります。

指定管理料が固定化しているため、定期昇給などによる人件費の増額分を補うために事業費などの他の経費を圧迫することがあります。このようなやり方では人材が育たないし、健全な財政運営とは言えません。

指定管理者制度の当初は、指定管理者が主体的に運営する自由度が高かったものが、次第に役所側からの縛りがきつくなり、予算の費目間の流用が制約される事務手続において、役所の報告、決裁が課せられるなど、民間の柔軟な運営を損なう要因となっています。

また、運営予算を特別会計や別会計にして一定額の内部留保や繰越金とすることができれば、老朽化した施設の改修や利用料金収入の不足分の補填に充てるなど、継続的な運営が図れます。

また、人材育成経費やイベント経費などのように、指定管理料で賄うことができない必要な経費にも充てることができます。

皆さんは、イベントに来られている子供たちのことを思い、手弁当で動いてくれる人たちのことを知っていますか。これが、今の青少年野外活動センターの実情です。

これらのことを全て勘案し、見直していただくよう要望します。

次に、政府はバリアフリー法を改正し、障害者が利用しやすい宿泊施設などの認定制度を創設する方針を固めています。制度では、認定を希望する施設に対し、国交省などが段差の有無のほか、貸出用の車椅子や簡易型スロープを常備しているかどうかや従業員への教育状況などを審査し、一定水準を満たす場合、認定施設としてホームページなどで公表するとしています。

バリアフリー法は、不特定多数が利用する施設に階段の手すりや専用駐車場の設置など、バリアフリーの基準を満たすことが義務づけられておりますが、これまで法律上は努力義務にとどまっていた公立小・中学校も新たに加えるとのことでした。

そこで、市立小・中学校のバリアフリー化状況について、教育総務課長、お聞かせください。

◎細川忠美教育総務課長

ただいまの林委員の御質問にお答えをさせていただきます。

委員お述べのように、令和2年1月20日に国土交通省より「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」2020 報告書が公表され、今後、国におきましてはこの報告書に沿って具体の政策立案を速やかに行って、バリアフリー施策のさらなるスパイラルアップに努めるということとされております。

現行のバリアフリー法や関係政令においては、特別支援学校や病院といった特別特定建築物のうち床面積が2,000平方メートル以上のものについては政令で定める、いわゆるバリアフリーの基準――建築物移動等円滑化基準――に適合させなければならないということになっておりますけれども、学校は特定建築物として位置づけられ、その基準に関しては努力義務というふうになっております。

そのような中、今回発表されました、先ほど申し上げました報告書におきましては、学校は特別支援学級に在籍します児童・生徒や通級による指導を受けている児童・生徒が増加もしてきていること、また、災害時における避難所として使用されることも多いという部分が指摘をされております。

そのため、今後の対応策として、新たに公立小・中学校についてバリアフリー化を義務づける対象施設に追加をするために特別特定建築物の定義規定を見直し、引き続き学校のバリアフリー化を補助金等により支援するという対応策が、これも報告書の中で示されているというところでございます。

そんな中、本市の小・中学校の施設の現状という意味で申し上げますと、近年に改築された棟などはバリアフリーを意識した整備をしている部分もございますけれども、委員おっしゃったように階段の手すりやスロープ、それからエレベーター、トイレ、駐車場、それから案内設備等といった建築物移動等円滑化基準を、現在、各校十分に満たしているということではない状況でございます。

以上でございます。

#### ◆林政行

ありがとうございました。

まだバリアフリー法改正案の具体的な内容が出てきていませんが、安倍首相の代表質問の答弁を聞いていると、改正案が出てくると思います。

今は、児童・生徒に車椅子の方などの当事者がいてから対応を行っているのが現状だと思います。本当に学校はそれでいいのでしょうか。私には疑問があります。

学校では、車椅子体験などをして障害者を理解する授業を行っているところもあります。体験を通じて知ることは、障害者に対する理解とともに学校にはバリアが多いということです。教育現場でバリアフリーになっていないものが、それを知っている子供たちが社会に出るときに、バリアフリーの必要性を本当に理解した行動をとってくれるのでしょうか。

お金がかかることも十分承知できます。しかし、ユニバーサルデザインに新設や改修したものをその当事者だけのものではなく、教育の一環として活用すればそのお金の意味合いも大きく変わってきます。

また、児童・生徒のお父さん、お母さんに、おじいちゃん、おばあちゃんに、車椅子の方など障害のある人もいるかもしれません。その方々は一生に一度しかない息子、娘、孫の学校現場での成長を見たいはずで、では、学校現場は、その方々に対して気兼ねなく学校に来られる環境を整えられているのでしょうか。

国は共生社会を目指しています。また、心のバリアフリーが大切、重要と答弁もいただいています。その趣旨が理解できているのなら、まず学校、教育委員会が率先して行うことが児童・生徒にも自然と障害者への理解が進んでいく心のバリアフリーの第一歩だと思います。

バリアフリー法の改正では、障害者の実情や必要な支援への理解を深める心のバリアフリーを法制度の根幹に位置づけて、学校教育に導入することもうたわれているようです。ユニバーサルデザインの改修や新設は当事者だけのものではなく、児童・生徒の教育にも有効であるということをお伝えし、教育委員会としてできる限りの措置、また、心のバリアフリ

一の一層の促進をしていただくよう要望します。

次に、学校司書を積極的に活用している教育委員会では、学校図書館が見違えるように変わっています。

整備による図書環境の変化はもちろん、学校図書館へ来館する児童・生徒数がふえ、本の貸出数もふえています。それに加え、学校図書館が授業の場として活用されることもふえつつあります。子供たちが学習の課題を学校図書館の資料で調べ、自分で課題を解決していく学習を積み重ねていくことで言語能力や情報活用能力、問題解決能力などの育成につながります。

また、子供たちがみずから調べるだけでなく、学校司書が関連する資料を集め、子供たちへ本の紹介をしたり学習の助言をしたりする学校図書館を活用した授業がほかの自治体では行われています。

確かな学力の定着を図り、子供たちに生きる力を身につけさせていくための授業づくりには、学校図書館の有効活用が大きな効果を発揮します。

そのような考えのもと、まず奈良市の学校図書館の現状を知るため、数点伺います。

最初に、平成 28 年度からの小・中学校の図書購入費の各予算について、教育総務課長、お聞かせください。

◎細川忠美教育総務課長

ただいまの林委員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成 28 年度からの小・中学校の図書購入予算に関しまして、お答えをさせていただきます。

平成 28 年度以降の図書購入費予算の推移ですけれども、小学校は、平成 28 年度は 46 校で 900 万円、平成 29 年度は 43 校で 1500 万円、平成 30 年度も 43 校で 1500 万円、令和元年度は 43 校で 1720 万円となっております。

次に、中学校ですけれども、平成 28 年度は 21 校で 300 万円、平成 29 年度は 21 校で 600 万円、平成 30 年度も 21 校で 600 万円、令和元年度は 21 校で 1050 万円となっております。

図書購入予算につきましては、子供たちにとってよりよい図書整備を行うことができますよう、年々拡充を図っているという状況でございます。

以上でございます。

◆林政行



ありがとうございます。

図書購入費については、子供たちの学びを支える基礎資料を整備する貴重な原資です。その情報は、時代や教育の変化に即して絶えず更新されていかなければならず、必要数の確保が不可欠です。

超少子化、また、学校規模適正化が進む中であっても、小・中学校の図書購入については、国も学校図書館図書整備等5か年計画で財政措置もしているとうたわれていますので、さらなる予算措置を要望し、どのようなビジョンを持って今後与えていくかについても注視していきます。

次に、文部科学省が定める学校規模に応じた蔵書の整備目標があります。これは、学校図書館図書標準といいますが、平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」結果についてを見ると、奈良市の達成率が小学校で39.1%、中学校で33.3%になっています。

そこで、現在の奈良市の達成率と未達成があるならその理由について、教育総務課長、お聞かせください。

◎細川忠美教育総務課長

ただいまの委員の御質問にお答えをします。

学校図書館図書標準に関する御質問ですが、今年度当初におきまして、学校図書館図書標準を達成している学校の割合ですが、こちらのほうは小学校で全校のうち53.4%、中学校のほうは全校のうち52.3%の学校が達成をしているという状況でございます。

また、同じ時期におけます各学校の図書標準の達成率の状況についてですが、こちらのほうは、各小学校の平均が104.1%、中学校の平均のほうが97.2%となっております。

全校で図書標準を達成できていない理由についてなんですけれども、これは発刊後、時間の経過とともに、誤った状況を記載している図書や、破損や汚損によって利用できなくなった図書を適切に廃棄、更新するという必要があることとか、児童・生徒数が少ない特別支援学級でも、この図書標準を算定する上では1学級として数える必要があること、加えて、奈良市は小学校1年生で国基準よりも少人数の学級編成をしているということも一因になっているのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございました。

その原因については否定しませんが、そもそも図書標準は子供たちの現実に即した学びのために、その最低限果たすべき役割を数値化したものです。奈良市公立小・中学校が 64 校もある中、各学校の図書館が子供たちにとって、また、先生が子供たちを指導していくためには、当然、図書資料や新聞などが最新情報に更新されていく必要があります。

公共図書館に選書指針があるように、学校図書館があまねく等しく資料を更新していくためには、その最低限のライン、ルールなど、果たして決まっているのでしょうか。これらについても一度、協議検討を要望します。

次に、昨年、全会一致で可決成立した読書バリアフリー法の第9条では、公立図書館と並んで学校図書館も視覚障害者などが利用しやすいメディアの充実と円滑な利用のために支援が行えるよう、国や自治体が必要な施策を講ずるとあります。

そこで、奈良市の学校図書館での読書バリアフリーの現状を教育委員会としてどのように把握しておられるのか、データも含め、教育支援・相談課長、お聞かせください。

#### ◎垣見弘明教育支援・相談課長

委員の御質問にお答えをいたします。

奈良市での学校図書館での読書バリアフリーについてでございますが、委員お述べの読書バリアフリーとは、障害の有無にかかわらず全ての人が等しく読書に親しむことができる環境づくりであることから、広く市民や保護者に対して理解を深められるよう、昨年9月に開催いたしましたブックフェスタなら 2019 におきまして、拡大絵本や点字絵本などの紹介などを行いました。

また、学校での取り組みも重要であることから、市立図書館とも連携し、読書バリアフリーの取り組みにつきましては調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ◆林政行

共生社会の具体的な取り組みを行っていく一丁目一番地でもある課が、こうした論点の答弁なのは少し残念でなりません。

現場の教員レベルではさまざまな勉強会に参加され、子供たちの読み書きに対する試行

錯誤が既に始まっていると聞いております。まずは現場の状況を把握し、しっかりと評価するべきであると思います。

今回は、公共図書館の取り組みを答弁されていますので、今後は学校図書館としての取り組みも答弁がしっかりできるよう要望します。

次に、担い手である図書館から派遣する司書について、平成 30 年度からの推移と、これは各学校によってばらつきもあると思いますが、現状の業務内容を中央図書館長、お聞かせください。

#### ◎奥田喜隆中央図書館長

委員の御質問にお答えをいたします。

図書館から派遣する司書の推移と業務内容についてでございます。

図書館司書の派遣状況になりますが、平成 30 年度は 1 日の勤務時間を 6 時間に見直し、5 名の専任嘱託により小学校 17 校、中学校 4 校に派遣を行いました。令和元年度は、3 名を新たに任用し、8 名の専任嘱託により 2 週間に 1 回の派遣を原則とし、小学校 43 校、中学校 21 校の全小・中学校へ派遣を広げております。

現状の業務内容についてでございますが、司書教諭、地域、学校のボランティアと連携しながら、学校図書館の環境改善を中心とした支援や図書資料の選書補助、受け入れ、図書整備の指導などを行っているところでございます。

また、学校の休業期間中に 8 名で司書教諭、地域、学校のボランティアと連携しながら、図書に親しめるよう環境改善を進めております。環境が整った学校にあっては、図書館の蔵書をよりの確に把握することができ、よりよい選書に役立っております。

以上でございます。

#### ◆林政行

課長、ありがとうございました。

次に、奈良市の学校図書館を支える地域ボランティアの皆さんの現状について、業務内容や現場での課題把握の観点から、教育支援・相談課長、お聞かせください。

#### ◎垣見弘明教育支援・相談課長

委員の御質問にお答えをいたします。

学校図書館におけますボランティアの活動内容といたしましては、新刊図書のブックカバーかけ、掲示物の作成などの環境整備、ブックトークや読み聞かせなどの活動が挙げられます。

また、学校図書館でボランティアを活用している学校につきましては、昨年10月の実施アンケートから、小学校43校中35校、中学校21校中17校となっております。

以上でございます。

#### ◆林政行

課長、ありがとうございました。

ここまでは学校図書館を支える人、司書や地域ボランティアなど、そしてモノ、図書購入費の質問をしてきました。

奈良市行財政改革大綱では、重要な要素としてヒト・モノ・カネ・情報と定義されています。しかし、私は、これは行財政運営に限らず子供たちの成長や発達を支え寄り添う学校教育現場、特に学校図書館の運営にも相通ずると考えます。

令和時代の学校図書館の運営のあり方として、学校図書館の現状把握とそれに基づく適正な予算措置を、平成29年度分から市はどのように行ってきたのか、教育支援・相談課長、お聞かせください。

#### ◎垣見弘明教育支援・相談課長

委員の御質問にお答えをいたします。

学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置についてでございますが、まず、現状把握につきましては、直接指導主事が年2回の学校訪問を行い、管理職や図書担当教員からの聞き取りを行っているところでございます。

また、教育総務課長や中央図書館長の答弁にもございましたように、予算措置といたしまして、学校図書費の増額や市立図書館の司書派遣の増員などを通して充実を図っているところでございます。

今後も引き続き各校の状況を把握しながら、学校図書館の環境充実に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

## ◆林政行

課長、ありがとうございます。

各校の状況を把握とありますが、現在は指導主事や司書の派遣など人による把握しかなく、本の貸出冊数の把握など、客観的なデータによる把握は皆無に近い状況です。現在は、本の貸出冊数すら一部の学校で把握できるかできないかの状況で、それをどうやって運営しているか、少し疑問があります。当然、ベストリーダーなどの読書傾向分析ができません。選書にも影響します。

また、本の量より質も重要です。どんな本を読んでいるのか、それはそれぞれの学校図書館の蔵書内容にもよります。ですから、図書目録や書誌データ、OPACなどの統一的なシステムが要ります。ICT教育もあり、各学校図書館にはタブレット1台とWi-Fiから始めるべきであります。タブレットで蔵書のデータアプリなどは低価格であります。ある大学の教育工学の先生は、学校図書館支援の論点はまさにここにある、これがPISAの学力調査に相関するともおっしゃっています。システム更新時には、これらのシステム導入に向けての検討を要望します。

学校図書館が奈良市学校図書館ガイドラインに沿った機能や主体的・対話的で深い学びを進める基盤としての役割をより一層発揮するためには、図書館資料の充実と司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力向上の双方が重要です。図書館資料の充実には、図書資料や地域資料の整備、充実に向けた経費基準を示し、先生方と連携した図書の整備、内容の充実を図る必要があります。学校司書の配置充実には、1人300万円として学校司書の全校配置で現在の小・中学校64校では1億9200万円かかり、現実的ではないことも重々承知でき、また司書自体も不足していると聞き及んでいます。

これらの解決策として、例えば現在の学校図書館でボランティアの方々を、一定条件を満たせば現在派遣している司書と同等の役割を担っていただく認証制度をつくることにより、人手不足の解決という単純な問題だけでなく、ボランティアの立場以上のことができるようになり、これまでのボランティアとして培ってきたこととの相乗効果で、より学校図書館の充実につながっていくと考えます。

そして、司書のその他の資質能力向上には、研修の充実はもちろんのこと、地域ボランティアにかかわってくださる方々に対しても研修が必要であるとも考えます。

そこで、児童・生徒の読書活動推進や学習環境サポート、学校図書館を担う地域人材の循環的育成に資するため、地域で学校図書館を支えるボランティアや学校、教育委員会、地域

教育協議会、公共図書館、図書館の学識経験者で構成される協議体を設立し、今後の奈良市の学校図書館を中心とした図書館政策の議論を深めていく必要があると考えますが、それらについての考えを教育支援・相談課長、お聞かせください。

◎垣見弘明教育支援・相談課長

委員の御質問にお答えをいたします。

現在、学校図書館に関しましては、教育支援・相談課以外に司書を派遣する市立図書館、予算を配当する教育総務課がございまして、協議体にかわるものといたしましてそれぞれの担当課が現状や課題について情報を共有し、組織的に取り組んでいるところでございます。

今後も委員お述べの協議体にかわるものといたしまして、既存のさまざまな組織を活用し、学校図書館のさらなる充実を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

◆林政行

協議体とは、不足の資源を探したり今あるものを育んだり新たにつくることを模索したりする場所です。かわりのものがあるということですので、私の提案も含め、協議体で話し合った内容や結果を今後確認させていただきます。

最後に、教育委員会としても学校図書館の機能と役割や活用方針をしっかりと定め、その上で学校図書館機能充実に向けた基本方針を策定し、そして、学校基本方針や学校図書館活用全体計画、学校図書館年間運営計画、その他の学校図書館に関する計画をつくって、それをもとに組織的、計画的に運営されることが重要であると考えます。

そこで、今後その意思があるのか、教育支援・相談課長、お聞かせください。

◎垣見弘明教育支援・相談課長

委員の御質問にお答えをいたします。

組織的、計画的な今後の運用についてという御質問であろうかと思えます。

先ほど述べましたように、奈良市学校図書館ガイドラインに基づきまして、指導主事の訪問や市立図書館の司書の派遣、教員対象の研修などを行っているところでございます。

また、各校におきましては、学校図書館教育全体計画を作成し、読書活動の推進や授業での活用など、学校図書館を効果的に運用できるよう組織的、計画的に取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

#### ◆林政行

課長、ありがとうございました。

これは計画があるということですので、計画がきちんと遂行されているかなど、今後確認させていただきます。

今回、現状課題の把握としては、相当数の論点があることを思い知りました。問題は、これからの学習指導要領で主体的で深い学びの項がますますウエートを占め、ICTやプログラミングの必須と相まって、さまざまな情報を子供たちがみずから調べ学ばないといけなくなること、そして、導く先生がまずそうした情勢についていくために、メディアセンターとしての学校図書館の役割がますます重要であることを組織として深く受けとめるべきと考えます。

最近の学校教育支援のトレンドは、学校司書の全体配置より、むしろ僻地やバリアフリーを含め、ふえゆく諸課題に学校図書館が持続可能な体制として限られた貴重な人材の循環とともにICT技術などで保管する役割を担うこと、こうした計画的な発展を教育組織全体が認識することです。

現状、さまざまな社会問題がある中、学校図書館が、こうした現状の社会問題に子供たちや生徒が調べ学び、新たにつくるラボ機能となることが、これからの新しい学校図書館像でもあります。

また、奈良市子ども読書活動推進計画は、平成18年度に策定され、平成19年度から5年間の計画と定められていますが、その後の検証、PDCAサイクルや今後の新たな計画、ビジョンを含め、市民に見える化が必要です。それが読書活動、ひいては市民文化の醸成と考えます。

これらについて、今後どのように進めていくのか注視していきます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。